

令和9年度川島町利用申込に関する重要事項確認票(同意書)

すべての項目を確認の上、裏面下部の「署名欄」に自署ください。

区分	No.	確 認 事 項
申 請	1	別紙『保育園等入園のご案内』を読み、ご理解の上、お申込みください。
給 付 認 定	2	保育施設等は保護者が就労している場合やご病気等家庭で十分に保育できない児童を保護者に代わって保育することを目的としております。 例：「就労」の場合、勤務時間と通勤時間を合わせた時間が保育を必要とする時間となります。
	3	受付期間後に提出された場合は、審査対象外となります。 ※途中入園(5～3月)…希望入園月の前月5日締切
申 請 書 類	4	不足書類や記入漏れ等がある場合は、提出された書類のみで審査を行いますので、認定や審査に影響が出ることがあります。 ※受付後に、申請内容について確認の連絡を行うことがありますので、申請書に連絡可能な電話番号を必ずご記入ください。
	5	提出された書類の返却はできませんので、必要な場合はあらかじめ写しをお取りください。また、入所する保育施設へ申請書類の写しを提供することがあります。
入 所 審 査	6	利用調整(入所選考)は「保育利用調整基準」を基に、基本点数と調整指数の合計点数により優先順位を決定します。
	7	同一世帯において保育料等の滞納がある場合、入所選考は不利になることがあります。(すでに卒園した児童を含む。)
	8	審査の結果、入所できなかった(入所保留)場合、「入所保留通知書」を送付し、その年度末までは自動的に毎月の利用調整の対象となります。
就 労	9	就労と認められる条件は、1か月の勤務時間が64時間以上を常態としていることです。金銭が発生しないボランティア活動や畑仕事等は就労として認められません。
	10	就労証明書は、必ず勤務先の担当者が記入したものを提出してください。 ※記載内容について就労先へ事実確認を行う場合があります。「就労証明書」の無断作成または改変を行った場合、刑法上の罪(有印私文書偽造罪等)に該当する可能性がありますとともに、認定取消(退園)の対象となります。
	11	就労内定で申込み場合は、入園後に就労開始日、就労開始後3か月の実績が記載された「就労証明書」の提出が必要です。
求 職	12	申込み後に家庭の状況に変更(就労状況・婚姻・離婚・同居者の増減等)があった場合、速やかに子育て支援課までご連絡ください。 ※申込内容が事実と異なる場合や変更の届出を怠った場合は、認定取消(退園)の対象となります。

【裏面もあります。】

区分	No.	確 認 事 項
産休・育休	13	産休・育休からの復職を理由に申込む場合、入園月の翌月１日までに復職することが条件となります。 入園月の翌月２０日までに「復職証明書」と「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。期間内に提出がない場合は入園月の翌々月末で退園となります。
転入	14	転入先を証明する書類の写しおよび「転入に関する誓約書」を提出してください。 入園希望日の前月末日までに転入できなかった場合は、入園取消となります。
町外	15	町外の保育施設を希望される場合は、保育施設の所在地の自治体へ申込締切日、必要書類、受入制限等を事前にご確認の上、申込みを行ってください。 該当の自治体の締切日の１０日前までに子育て支援課まで書類を提出してください。
入園後	16	入園当初、お子さんが保育施設に慣れるまで「ならし保育」として通常より短い時間で保育を実施します。１～２週間程度が目安となりますが、お子さんの年齢や状況、園により異なります。
	17	家庭の状況に変更(就労状況・婚姻・離婚・同居者の増減等)があった場合、速やかに子育て支援課までご連絡ください。 ※申込内容が事実と異なる場合や変更の届出を怠った場合は、認定取消(退園)の対象となります。
	18	施設を利用できる時間は、「保育が必要な時間」に限ります。 買い物、きょうだいの習い事等、保育を必要とする事由と直接関係ない時間は含まれません。適正な時間内での利用をお願いします。
保育料等	19	【保育料(０～２歳児)】 利用者負担額(保育料)は町民税をもとに決定します。
	20	【主食費・副食費(３～５歳児)】 副食費の補助額は町民税をもとに決定します。 町立保育園…主食費は全額町が負担します。 町立保育園以外…主食費の内１，１００円を町が負担します。
	21	未申告を含む課税状況が確認できない場合は以下の取り扱いとします。 保育料…保育料徴収基準額表の最高階層で算定され、各種減免は適用されません。 副食費…多子世帯減免は適用されません。 ※課税状況が確認できた場合、確認日の翌月より再計算後の階層、または減免を適用し、遡りはできません。
退所	22	保育施設を退所される場合は、原則として退所希望月の１５日までに「保育施設退所届」を提出してください。退所日は、希望する月の末日になります。 町外に転出する場合も退所となりますが、継続して入所を希望される場合は、事前に子育て支援課へご相談ください。

上記の内容について全て確認し、同意したうえで保育所等の利用を申込みます。

令和 年 月 日 保護者氏名(自署)

児童氏名		施設名 (第１希望)		歳児クラス
------	--	---------------	--	-------